

令和元年5月23日（木曜日）

6月早々成立の公算高まる

改正品確法を自民総務会が了解

22日の衆議院国土交通委員会、建設業法と入札契約適正化法の一部改正案の審議が活発に進む一方、担い手3法の中で唯一の議員立法「公共工事の品確法」の改正に向けた動きも活発化している。野党調整が進むとともに、21日には自民党の

総務会で、全会一致で了解を取り付け、党内手続きが完了したからだ。

近く国会で委員長提案により審議入りし、順調に進めば、閉法である建設業法、入札契約適正化法の一部改正案に、公共工事の品確法の一部改正



案も加わり、3法一体で6月早々にも成立する公算が高まってきた。

21日の自民党総務会II写真IIでは、伊藤忠彦国土交通部会長が経緯説明を行った後、公共工事品確法に関する議員連盟品確

法改正プロジェクトチームの足立敏之座長代理が法案の内容を説明した。

緊急性に応じて、公共工事の発注者は、隨意契約等の適切な入札・契約方法を選択することや、災害協定の締結など、災害復旧等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備を発注者責務に規定することといった、災害時の緊急対応の充実強化が改正の柱の一つであることを説明した。

また、適正な工期設定や公共工事の施工時期の平準化のための債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定など、働き方改革の対応を規定することも柱であると説明。このほか、調査・設計分野も、工事と同様、同法の対象であることを明確化することなども、改正の柱であると説明した。